

ヘルパーステーションサンホーム
訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人太陽福祉会が開設するヘルパーステーションサンホーム（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般に渡る援助を行なう。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 緊急な事態にも柔軟に対応できる体制を整備するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ヘルパーステーション サンホーム
- (2) 事業所の所在地 新潟県三条市曲渕3丁目3番7号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - (イ) 事業運営の管理について適正な資質を有する者とする。
 - (ロ) 管理者は所属職員を指揮監督し、業務の把握その他事業の管理を一元的に行なうとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守するべき事項について指揮命令を行う。
また、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り併せて緊急時の対応を行なうなど適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) サービス提供責任者 1人
 - (イ) 介護福祉士又は介護職員実務者研修の修了者等であって3年以上介護等の業務に従事した者等とする。
 - (ロ) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画を作成し、作成した計画の内容を利用者又は家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。併せて利用の申し込みに係る調整や訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行なう。

- (ハ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を図る。
- (ニ) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達し業務の実施状況を把握する。
- (ホ) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。
- (3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上
- (イ) 介護福祉士及び介護職員初任者研修の修了者とする。
- (ロ) 作成された計画に従い訪問介護を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 お盆（8月13日から8月15日まで）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。ただし、利用者の希望に応じてはサービスの提供が可能な体制をとるものとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前7時00分から午後8時00分までとする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に規定する内容とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 身体介護
(2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は本人負担額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は三条市とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応方法)

第10条 訪問介護員等は事業の提供中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し適切な対応を行なうこととする。ただし、主治医に対する連絡が困難な場合には、緊急搬送等の措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

2 訪問介護員等は前項について対応したときは速やかに管理者に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急手当、医療機関への搬送等の必要な措置を講じ、速やかに指定居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター及び市町村、利用者の家族等に連絡するとともに対応状況の記録及び再発防止対策に努めることとする。

2 事業者は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。ただし、事業者及び訪問介護員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害においては利用者の安全第一を優先し、情報伝達等や迅速且つ適切な対応を行うこととする。また、非常災害時の各関係機関等への通報及び連携体制を整備することとする。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、訪問介護員等に対し定期的に対応の周知徹底を図ることとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第15条 訪問介護員等は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を個人情報保護法に関する誓約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

- 第 16 条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- (1) 訪問介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する対応状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(従業者の研修)

- 第 17 条 事業所は全ての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し当該計画に従い研修（外部における研修を含む。）を実施する。
- なお、研修計画は次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に実施
 - (2) 繼続研修 年 2 回以上実施

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第 18 条 事業所は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について管理を行う。また、必要な設備・備品等について衛生的な管理を行なうこととする。
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し健康診断等を定期的に実施する。
- 3 事業所は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する暴力団を利すこととならないようとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。平成 14 年 3 月 1 日実施のヘルパーステーションサンホーム訪問介護運営規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。（介護職員実務者研修に変更、虐待防止の項目を追加）